

ふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ふるさと産業支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、鳥取県の歴史的、文化的財産であるふるさと産業の技術の伝承と後継者の育成を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う別表の第1欄に掲げる者

(2) 別表の第1欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる対象事業の区分に応じ、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（別表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業はこの限りでない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 翌年度以降の同一補助対象事業に係る補助金の交付については、その都度交付申請をすることとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、 <u>第14条</u> 、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る間接補助金の増額を伴う変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況報告書の時期等)

第11条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第1号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(補助金の返還)

第13条 規則第22条に定めるもののほか、県は以下に定めるものについて補助金の返還を求めることができるものとする。

- 1 研修受入先が研修と偽り、研修従事者を労働力として受け入れた場合
- 2 研修受入先が一方的な都合で研修を中断した場合
- 3 その他事業の趣旨に反した研修が行われた場合

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 手仕事担い手育成支援事業補助金交付要綱（平成16年4月8日付地自第14号鳥取県企画部長通知。以下「旧要綱」という。）は、平成25年3月31日限り廃止する。
- 3 鳥取県伝統産業人材育成県外派遣事業費交付金交付要綱（平成16年4月28日市開第24号鳥取県商工労働部長通知。以下「旧要綱」という。）は、平成25年3月31日限り廃止する。

4 前項の規定にかかわらず、旧要綱に基づき交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度採択事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度採択事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年度採択事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 事業主体	2 補助事業	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額等				
<p>(1) ふるさと産業（「因州和紙」「弓浜緋」「出雲石灯ろう」「倉吉緋」「陶磁器」「竹工」「酒造」「菓子」「木製家具」「建具」「クラフト」）の事業者（製造又は製造・販売を行う事業者。製造はせず販売のみ行う事業者は除く。（以下「受入先」という。））</p> <p>(2) 当該事業者に間接補助金を交付する市町村</p>	<p>研修・滞在経費助成事業</p>	<p>研修従事者に対する研修・滞在経費の助成に要する経費</p>	<p>1/2</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">研修従事者1人当たり研修・滞在経費（月額）</td> <td style="width: 50%;">同伴家族1人当たりの上乗せ額（月額）※県外在住の同伴家族が県内に転居した場合に限る</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100千円</td> <td style="text-align: center;">30千円</td> </tr> </table> <p>・研修受入助成事業と併せて活用すること。 ・受入先において月に15日以上研修するもの。</p>	研修従事者1人当たり研修・滞在経費（月額）	同伴家族1人当たりの上乗せ額（月額）※県外在住の同伴家族が県内に転居した場合に限る	100千円	30千円
	研修従事者1人当たり研修・滞在経費（月額）	同伴家族1人当たりの上乗せ額（月額）※県外在住の同伴家族が県内に転居した場合に限る						
	100千円	30千円						
<p>研修受入助成事業</p>	<p>研修従事者の研修受入先に対する助成に要する経費</p>	<p>1/2</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">研修従事者1人当たり受入助成額（月額）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">50千円</td> </tr> </table> <p>・研修・滞在経費助成事業と併せて活用すること。 ・受入先の代表者が研修従事者の3親等以内の親族である場合又は、全研修期間が1ヶ月に満たない場合は助成しない。</p>	研修従事者1人当たり受入助成額（月額）	50千円			
研修従事者1人当たり受入助成額（月額）	50千円							
<p>家賃助成事業</p>	<p>研修従事者が研修に伴い転居した場合の家賃住宅の家賃</p>	<p>1/2</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1戸当たり家賃（月額）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">20千円</td> </tr> </table> <p>・受入先の代表者が3親等以内の親族である場合又は、全研修期間が1ヶ月に満たない場合は助成しない。</p>	1戸当たり家賃（月額）	20千円			
1戸当たり家賃（月額）	20千円							
<p>次のア～オのすべてに該当する者 ア 次の(イ)～(ウ)のいずれかに該当する者であること。 (イ) 県内の国・県指定伝統工芸品の製作者又はその後継者 (イ) 市町村が県伝統工芸品の指定の推薦を内定している者の製作者（交付決定した日の属する年度末までに当該指定がされなかった者の製作者を除く。）又はその後継者 (ウ) 市町村が県伝統工芸士の認定の推薦を内定している者（交付決定した日の属する年度末までに当該指定がされなかった者を除く。）又はその後継者 イ 原則として50歳未満の者であること。 ウ 対象事業終了後は県内において、県内の国・県指定伝統工芸品製作の後継者として専門的に従事する意志を有する者であること。 エ 他の奨学金等の受給を受けていない者であること。 オ 事業所内研修等にて研修作業することで収入を得ない者であること。</p>	<p>伝統産業人材育成県外派遣事業</p>	<p>県外研修に要する経費</p>	<p>定額</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">研修従事者1人当たりの研修助成額（月額）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">50千円</td> </tr> </table> <p>（助成期間：1ヶ月～1年間。ただし、複数年度にわたる研修の場合は同一対象事業の同一者につき通算して2年間を助成期間の上限とする。）</p>	研修従事者1人当たりの研修助成額（月額）	50千円		
研修従事者1人当たりの研修助成額（月額）	50千円							

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度ふるさと産業支援事業(後継者育成)補助金交付申請書

令和 年度ふるさと産業支援事業(後継者育成)補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	令和 年度ふるさと産業支援事業(後継者育成)補助金
算定基準額(見込み)	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

ふるさと産業支援事業計画書及び収支予算書

1 事業の内容及び経費の配分（該当する項目のみ記入）

①研修・滞在経費助成事業

（単位：円）

研修従事者氏名	研修開始 (予定) 年月日	終了 (予定) 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町村、 団体(B)	受入先 (C)	
合 計							

②研修受入助成事業

（単位：円）

研修受入先氏名	研修開始 (予定) 年月日	終了 (予定) 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町村、 団体(B)	受入先 (C)	
合 計							

③家賃助成事業

（単位：円）

研修従事者氏名	研修開始 (予定) 年月日	終了 (予定) 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町村、 団体(B)	受入先、研 修従事者 (C)	
合 計							

④伝統産業人材育成県外派遣事業

（単位：円）

研修従事者 氏名	研修開始 (予定)年月日	終了(予定) 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費(A)	市町村、団体 (B)	受入先(C)	
合 計							

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

※「事業完了（予定）年月日」とは、「補助対象経費の額が確定した日」を指します。

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税等の取扱い（申請時点・実績報告時点）

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※いずれかを選択してください。

6 添付書類

市町村の補助金の交付に関する規定の写し（市町村が事業主体の場合）

履歴書（伝統産業人材育成県外派遣事業の場合）

県内の国・県指定伝統工芸品製作の団体代表者又は事業主からの推薦書（様式第2号）（伝統産業人材育成県外派遣事業の場合）

入学・通学証明書、入学期・授業料納付書又は受入先の承諾書等受入を証明する書類（伝統産業人材育成県外派遣事業の場合）

推 薦 書

令和 年 月 日

職 氏名 様

推薦者 住 所

氏 名

については、県内の国・県指定伝統工芸品製作の後継者として、専門的に従事する意志を有し、高い向上心を持ち、誠実さ等においても申し分ない人物であり、推薦します。

記

ふるさと産業支援事業（後継者育成）事業補助金交付要綱及び事業実施要綱を遵守させます。

注 推薦者氏名欄は、推薦者が署名し、又は記名押印すること。

様

鳥 取 県 知 事

令和 年度ふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、……とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金交付要綱（平成25年3月26日付第201300001413号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

申請者（住所）
（氏名）
（団体等にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があつた補助金について、鳥取県ふるさと産業支援事業（後継者育成）補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 $(3 - 2) \times ((1)の(1) / (1)の(2))$ 金 円

(注) 別紙として精算の内訳を添付すること

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度ふるさと産業支援事業(後継者育成)補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	ふるさと産業支援事業(後継者育成)補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

ふるさと産業支援事業報告書及び収支決算書

1 事業の内容及び経費の配分（該当する項目のみ記入）

①研修・滞在経費助成事業

（単位：円）

研修従事者氏名	研修開始 年月日	終了 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町村、 団体(B)	受入先 (C)	
合 計							

②研修受入助成事業

（単位：円）

研修受入先氏名	研修開始 年月日	終了 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町村、 団体 (B)	受入先 (C)	
合 計							

③家賃助成事業

（単位：円）

研修従事者氏名	研修開始 年月日	終了 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費 (A)	市町村、 団体(B)	受入先、研 修従事者 (C)	
合 計							

④伝統産業人材育成県外派遣事業

（単位：円）

研修従事者 氏名	研修開始 年月日	終了 年月日	算定基準額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県費(A)	市町村、団体 (B)	受入先(C)	
合 計							

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

※「事業完了（予定）年月日」とは、「補助対象経費の額が確定した日」を指します。

3 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税等の取扱い（申請時点・実績報告時点）

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※いずれかを選択してください。

6 添付書類

研修報告書及び研修者への支払いがわかるもの

入学・通学証明書、入学期・授業料納付書又は受入先の承諾書等受入を証明する書類（伝統産業人材育成県外派遣事業の場合）